

## 第 3 7 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成 31 年 2 月 6 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 40 分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 【農業委員】(11 人)  
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、5 番 濱口佳史、  
6 番 山中 譲、7 番 金子孝子、9 番 宮川陽子、10 番 堀野裕一、  
12 番 福留康弘、13 番 松本昌子、14 番 吉尾好市  
【推進委員】(7 人)  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、  
5 番 篠田 博、6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一  
(事務局：事務局長 宮地丈夫 書記 森下、宮地洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(3 人) 4 番 藤原 忍、8 番 伊芸精一、11 番 篠田 開、  
【推進委員】(0 人)
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請(農業委員会会長許可)について(1 件)  
議案第 2 号 非農地証明願について(1 件)  
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について
  - (3) その他の討議・報告事項について  
・平成 31 年度 黒潮町農業委員会定例会の日程について

議 長 それでは予定の人員も揃いました、時間も来ましたので、2 月の定例会を始めたいと思います。今日はまたお忙しい中お集まりいただきまして有り難うございます。私ごとでは有りますが、先月の 29 日に私の母親が亡くなりまして皆様方に互助会の方から御香典をいただきました。本当に有り難うございました。

それでは早速始めたいと思います。今日の欠席者ですが、藤原委員が急遽来れなくなったということで、藤原委員、それから伊芸委員と篠田委員が農協の出張のため 3 名が欠席です。会は成立しています。それから今日の議事録署名人ですが、山中委員と金子委員にお願いしたいと思います。それでは早速始めたいと思います。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請について 1 件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは1ページを御覧ください。議案第1号農地法第3条許可申請について、1件出ております。

譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町入野字切田1794番、畑、99㎡。同じく字切田1795番、畑、82㎡。理由としまして、所有権移転、売買、許可あり次第、所有権移転となっております。資料の方が2ページから7ページとなっております。まず、2ページの方が航空写真での位置図となっております。入野小学校の下、今バイパスの工事をしている所の国道の付近の真ん中あたりに申請地とありますけれど、譲受人、〇〇〇〇さんの自宅の横になります。3ページが住宅地図で〇〇〇〇さんの西側の2筆になります。4ページを御覧ください。拡大の航空写真で2筆こちらの畑になります。5ページが公図。6ページが現況の写真となっております。こちらの農用地につきましては、農用地区域外になっております。利用権の設定は有りません。その他、譲受人の〇〇〇〇さんが所有権移転後は、さとうきびを栽培したいということで、特に問題は無いと判断します。それでは7ページを御覧ください。3条調査書ということで、第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれるということになっております。農作業従事者は本人と妻となっております。所有機械としましてトラクター1台となっております。こちらは該当しません。第2項第2号の農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用なし。ということで該当しません。第2項第3号信託については、信託ではないので適用しない。ということで該当しません。第2項第4号農作業常時従事ということで、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれる日数が年間200日となっておりますので該当しません。第2項第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超える。ということで今回の取得分も含めて3,681㎡、36.81aということで該当しません。第2項第6号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しません。第2項第7号地域調和につきましては、所有権移転後は、サトウキビの栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えています。ということで該当しません。事務局からは以上です。

議長　今、事務局より説明が終わりましたが、担当委員さん何か補足説明あればお願いします。

〇〇委員　〇〇委員が農協の視察で欠席するということで、〇〇〇〇さんから聞いてきているので、私の方から発表してくださいということです。

議長　はい、どうぞ。

〇〇委員 この土地は、〇〇〇〇さんから借りて以前からサトウキビを作っております。購入したいと〇〇〇〇さんに相談していたところ、購入できることとなり許可申請を出したということです。審査の方をよろしくお願いします

議長 今、〇〇委員から説明がありました。これにつきまして質疑質問ありませんか。

委員 ありません。

議長 なければ承認を受けたいと思います。議案第1号農地法第3条許可申請につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第1号につきましては承認されました。

続きまして、議案第2号非農地証明願について、1件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号非農地証明願について、1件出ております。願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町不破原字藤本276番1、田、79㎡。理由としましては、当該土地の分筆前の不破原字藤本276番1、550㎡の土地を平成10年9月3日に276番5、470㎡と276番1、79㎡に分筆し、平成14年3月5日付けにて276番5は所有権移転登記し地目を宅地に変更しております。276番1についても平成14年3月5日以降、農地として利用していない。資料は8ページから12ページとなっております。8ページをご覧ください。申請地の位置図となっておりますが、不破原の集落から伊与木川の対岸の藤本の地区の方になります。9ページが住宅地図。10ページが申請地となっております。11ページが公図。12ページが現況の写真となっております。こちらの農用地につきましては、農用地区域外になっております。利用権の設定は有りません。事務局の説明は以上です。

議長 ただ今事務局の説明が終わりましたが、担当委員さんの方から何かあれば。

〇〇委員 〇〇さんに話を聞きにいったのですが、〇〇さん、この12ページの写真の向こうに家が有りますが、〇〇さんの家なのですが、16年前に家を建てた時に埋めていたらよかったという話が出たのですが、その〇〇さん、〇〇さんが介護しよった方が〇〇さんという方がおまして、その時に名義も変更して、〇〇さんの御父さんの名義にしていたらよかったのですが、今回非農地証明を出して名義を変えたいと話を聞いています。

議長 非農地証明をしてから、登記の変更をするということですか。

この件について、質疑質問等有りませんか。

〇〇委員 もう、田に戻るような所ではありません。

議長 今、〇〇委員から発言がありました。特に問題は無いという発言でした。他に質疑質問有りませんか。

(質疑なし)

なければ承認を受けたいと思います。議案第 2 号非農地証明願について、承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 2 号非農地証明願につきましても承認されました。

続きまして、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは別冊の議案第 3 号の資料を御覧ください。

(資料を基に整理No.30-78 から 30-102 まで内容を説明する)

議長 今、事務局の説明が終わりました。質疑質問は有りませんか。

(質疑なし)

議長 無いようでしたら承認を受けたいと思いますが、この議案第 3 号利用権の設定について、承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。議案第 3 号につきましても承認されました。

それでは、3) その他の討議・報告事項について、に移りたいと思いますが、事務局よりお願いします。

3) その他の討議・報告事項について

1. 平成 31 年度 黒潮町農業委員会定例会の日程について

(別紙資料案にて提示する)

・挙手全員により承認される

2. 平成 30 年度の食育活動 (3 小学校) の終了の報告をする

議長 それでは、事務局の方からその他についてお願いします

事務局 ○その他について、事務連絡 1 件について説明する。

議長 皆様の方から無ければ、これで 2 月の定例会を終わりたいと思います。御苦労様でした。

(午後 2 時 40 分終了)